

10月19日

議会運営検討協議会

(1) 市長の決算審査特別委員会への出席

【協議結果】

本件について引き続き協議を行い、次のとおり確認等を行った。また、本日の協議を踏まえて座長案を取りまとめ、次回の協議会に配付し、これに基づき引き続き協議を行うこととした。

- ① 決算審査の流れについては、おおむね「本会議での代表質問、決算審査特別委員会での分科会質疑、決算審査特別委員会での総括質疑」の順に行うこととする。
- ② 出席理事者の範囲については、全体会は現状の決算審査特別委員会の出席理事者に市長を加えることとし、分科会は現状の常任委員会に準じた取り扱いとする。
- ③ 通告制の取り扱いについては、質疑の要旨を通告することとし、答弁者は通告しないこととする。

【主な意見】

- 石田（康）座長 まず、決算審査の全体的な流れについて意見を伺いたい。
- 織田委員 代表質問は従来どおり決算議案を対象にすることとして、初めに、本会議で代表質問を行い、そして決算審査特別委員会の分科会、その後に決算審査特別委員会での総括質疑の流れとするのがよいと思う。
- 浜田委員 織田委員の提案のとおり考える。
- 月本委員 同様である。
- 石田（康）座長 それでは、審査の流れについては、本会議での代表質問の後に、決算審査特別委員会での分科会審査、そして決算審査特別委員会での総括質疑とすることで、よろしいか。

（ 異議なし ）

- 石田（康）座長 それでは、そのように確認させていただく。
- 浜田委員 井口委員に、前回の議論を踏まえて分科会の数などについてお考えがあれば、教えてもらいたい。
- 井口委員 9月の決算審査特別委員会での答弁者を記録し、精査してみたが、全体の質

問者49人のうち、各常任委員会で所管する局の範囲で答弁者が収まるよう質問した議員は5人のみであり、また、一つの質問で常任委員会の所管局を越えて質問した議員も16人いた。このような実績からも、仮に分科会を設置することとなると、これまでのような横断的な質疑は総括質疑でしかできなくなってしまうので、果たしてこの方法でよいのかどうか疑問に感じている。各委員にも、この点について問題意識を持っていただければと考える。

○石田（康）座長 次に、全体会、分科会の審査日数について御意見を伺いたい。総括質疑は1日程度が想定される。1日1分科会とすると5日間の審査になる。分科会を5日に分けて審査すれば、所属していない分科会の審査を傍聴することも可能となる。

○浜田委員 他の分科会を傍聴できるようにすることはよいと思うが、同じ日に2つの分科会を開催して、局別の審査を行ってもよいと考える。局別の審査日数については1日や半日など議論があるところだが、理事者の物理的に出席可能な人数も考慮して日数を決める必要があるのではないか。

○石田（康）座長 出席理事者の範囲は、後ほど御協議いただこうと思っていたところであるが、確かに、のべつ幕なしに局内すべての理事者を待機させることには問題があると思う。この点は、発言通告にも関係してくる課題であるが、出席理事者の範囲も含めて御意見を伺いたい。

○月本委員 実行計画は3年間を計画期間としているが、決算は前年度予算に対する決算で1年間となっている。審査方法の一つとして、実行計画に基づく90の基本施策ごとに各分科会で審査することとすれば、関係理事者も含め出席理事者を特定できるので、円滑に審査が行えるのではないかと考えている。1分科会当たりの日数は、4～5日とするのがよいのではないか。

○石田（康）座長 月本委員の提案は、実行計画を対象として決算審査をするという提案なのか確認したい。

○月本委員 局別に審査をするという方法ではなく、施策課題を課題解決に結び付けていくということが決算の審査であると考えている。ただ、施策課題は261と数が多く、この単位での審査とすると相当の日数を要し対応が困難と思われるので、その上の基本施策90をベースとして審査の順番を決めることとすれば、関係理事者の対象範囲も事前に把握できる。

○井口委員 議会での決算の審査は行政計画に対する決算審査ではなく、単年度の予算に

対する決算審査であり、その視点からずれないほうがよいのではないか。

○沼沢副座長 各局の予算執行に対する決算であるため、事業別ではなく部局ごとに審査すべきと考える。

○月本委員 決算書からは読み取れないことが多いが、基本施策ごとに審査することとすれば、審査の効果が見えやすいと思う。

○松原委員 趣旨は理解できるが、あくまでも決算書に基づき分科会でどのように審査するかを検討すべきであり、基本施策に基づく決算審査には無理があると考え。

○織田委員 決算書に基づき質疑することが基本と考える。基本施策に関する質疑は、総括質疑で行うなど質疑の方法を工夫することで解決できると考える。

○月本委員 この点については、また今後議論させていただければと思う。

○石田（康）座長 月本委員の提案については、質疑方法の工夫のなかで対応することができると思われるが、御意見として受け止めたい。

それでは、出席理事者の範囲については、全体会では現状の決算審査特別委員会の出席理事者に市長を追加することとし、分科会については、現状の常任委員会に準じた形とすることとして、よろしいか。

（ 異議なし ）

○石田（康）座長 それでは、そのように確認させていただく。

次に、通告制の取り扱いについて御意見を伺いたい。総括質疑は、代質と同じように取り扱うことが考えられる。また、分科会は、通告制を取り入れないと理事者の待機が広範囲、長時間にわたるため、最低限通告制を導入し質問項目や答弁者を明確にすることが必要と考えられるがいかがか。

○織田委員 通告締め切りの期日については、今後議論が必要と思うが、関係理事者の整理など質疑の合理性を考えると、通告制を導入せざるを得ないと考え。

○沼沢副座長 通告後に調整があると思うが、なにかしらの通告は必要と考える。

○松原委員 事前の調整も行うかもしれないが、質疑の効率化の観点からも、大項目程度の通告は必要と考える。審査の対象が決算すべてにわたるので、通告がないと答弁が難しいのではないか。

○石田（康）座長 答弁者も含めて質疑の要旨を通告するということでよろしいか。

○浜田委員 要旨を通告するのはいいと思うが、答弁者が当初の想定と違ってしまっても考えられる。その場合は、どのように対応したらよいか。

○月本委員 款項目の項ぐらいまで通告することとすれば、対象となる所管課が明確になるので、関係する職員すべてに出席してもらえる。あるいは、具体的な通告とすることも考えられる。

○石田（康）座長 待機させる職員を増やすことは可能な限り避けるべきであるので、答弁者を通告することが考えられる。あるいは、款項目を明確にすることにより出席理事者を決めるという考え方もあると思うが、いかがか。

○織田委員 実際は、答弁調整を行っていく中で出席理事者が決定していくことと思われる。

○松原委員 大項目程度を通告し、答弁者については、答弁調整の中で決定していくことでよいと考える。

○石田（康）座長 それでは、質疑項目については、明確に通告する。答弁者については通告には含めず、答弁調整の中で柔軟に対応することによろしいか。

（ 異議なし ）

○石田（康）座長 それでは、そのように確認させていただく。

本日はこの程度とさせていただきこととし、本日の発言を取りまとめて、議論のたたき台を作成させていただきたいと思う。次回の協議会にこの案を提案させていただくので、これに基づき議論を深めていきたいと思うが、よろしいか。

（ 異議なし ）

○石田（康）座長 それでは、そのようにさせていただく。

○織田委員 座長にたたき台を出していただくことでいいと思うが、審査日数は微妙な問題であるので、各委員もそれぞれ検討して、次回考えを持ち寄るのもいいと思う。

○石田（康）座長 それでは、各委員には御検討をいただき、次回具体的な日数を示す準備をしていただける方には、そのようにお願いしたい。

(2) 会議時間のあり方

【協議結果】

本件検討課題について協議を行ったが、各委員の意見の一致に至らなかったため、協議会での議論を終了することとし、各委員の意見をもって報告書を作成し、次回

の協議会で報告書の確認を行うこととした。

【主な意見】

○松原委員（会派持ち時間制の内容について別紙資料により説明）

○石田（康）座長 前回の協議会で、一般質問の日数を4日間から6日間にし、会議時間を午前10時から午後3時30分までに短縮することとした場合の、執行部側の考えを確認することになったので、協議会終了後、議会局から確認をさせた。まず、その結果について説明を願う。

○石塚議事課長 総務局に確認したところ、一般質問の終了時刻が早まると、その時間を他の業務にあてることが考えられるが、会期中は通常業務に支障がないように配慮しながら、議会への対応を第一優先として行っている。また、日数がふえ会期が長くなることから、職員の議会対応にあてる日数や時間は総体的に多くなることが想定される。したがって、現行の4日間のほうが、職員が議会対応で拘束される時間は短かく、他の業務との関係からも効率的であると考えたとの趣旨の意見を伺ったので、報告させていただく。

○松原委員 団の議論では、日数増加の案に対して好意的な意見もあり検討してもよいのではないかと考えも出された。しかし、日数増加に対応する行政側の体制や対応を考慮すると、十分に現在の状態に対応できていると思われるため、現状維持でいいのではないかという議員もいた。結論は出ていないが、どちらかを選ぶとなると、現行の4日間の維持の方向性が強い状態である。

○月本委員 団の議論では、一般質問は年2回しかなく議案とも関係がないので、半年かけて活動してきた内容を質問するものであり、そもそも答弁調整の日数が不足する性質ではないので、答弁調整を理由として日数をふやすことは、理由として弱いのではないかという意見があった。会派持ち時間制についても、一つの方法として検討の余地はあるかと思われるが、団としては、基本的に4日間1人30分の現状のスタイルを維持すべきとの結論になった。

○井口委員 日数の増加にはこだわらないが、現状どおり、議員1人当たりの質問時間30分が確保されることが絶対条件であり、議員の質問権が確保されることが最重要と考える。午後5時を過ぎても構わないということであれば4日間でよいと思うが、どうしても午後5時までに終了しなければいけないのであれば日数を増加するしかないのではないかとと思われる。

○浜田委員 現行の1人30分を維持して、なおかつ午後5時までに終了することを目指すのであれば、日数を5日間にする考え方もある。

○月本委員 理事者側の意見も踏まえると、現状で対応できていることや日数増加によってマイナスとなる面が考えられるのであれば、現状のとおりでいいのではないか。

○浜田委員 4日間のままだと最長で午後7時30分終了となってしまう。6日間として午後3時30分終了とするのがよいと思うが、妥協案として5日間とすることを検討してよいのではないか。

○月本委員 4日間から5日間に変更すると午後5時に終わるメリットがあるが、これにより、どのようなデメリットが想定されるかということは特に現時点では熟慮していなかったもので、その点についてももう少し考える必要があると思う。

○松原委員 5日間とすることについて、さらに議論を深める必要もあると思うが、過去から現在まで、議会運営の効率化について議論している中では、質問時間の短縮についても議論しており、質問時間を30分から25分に短縮することについても議論されてきている。そういった中で、今回、会派持ち時間制として22分という形で提案したが、時間の短縮についても議会の意思の表れの一つとも言えるのではないか。現在の議員に割り当てられている時間は1人30分であるが、なかには一般質問において行う必要性に疑問が生じるような質問もあり、時間を短縮できるのではないかと感じられることもある。内容等、質問のあり方に関しては、様々な意見があると思うが、事前に理事者と調整を行い、22分、あるいは25分、上限30分の時間内で議論を深めていくような努力を議員はすべきと思われる。日数を増加させて対応するのほひとつの方法だとは思われるが、現状の中で、もう少し議員が努力をして会議時間を引き延ばさないようにする必要があるのではないか。議員がこういった姿勢を見せるのも、議会改革の一つであり、節電や職員の残業などの面からも、市民に対する議会活動の表現の仕方の一つだと思われる。

○井口委員 限られた短かい30分の質問時間のなかで、質問項目を精査し、必死にがんばっている方が本市議会議員の多数を占めていると考えられる。また、質問時間を短縮したとしても、市民は議員が努力しているとは思わないのではないか。シミュレーションでは4日間だと午後7時を過ぎる日が生じる可能性があるとして示されているが、実際に終了時間が午後7時までに変わったという記憶はなく、午後6時前には終了しているケースが多い。これは、おのおの議員が努力していることや様々な議員がいることも含めて総合的に結果として午後6時程度で終了しているのが現状である。そのため、終了時間が午後7時、

あるいは午後7時30分までになるので時間を短縮すべきという意見は飛躍しすぎではないかと思う。議論の始まりは、職員の残業手当等の問題であり、行政側も現行の4日間がいいと考えていることも踏まえると、現行どおりで問題はないと考える。

○松原委員 誤解のないように言っておきたいのは、先ほどの発言は議員の質問内容を否定するものではなく、限られた時間の中で、質問に至るまでの努力、事前の質問の調整段階で、議場での質問対象にするかしないかといったことの調整努力を、議員として、もう少し行うべきではないかということ在意図して発言した。各議員が協力して会議時間内に終了するよう努力をする、このことについても、議会の効率的な運営といった点で、議会改革の一環として市民にアピールしていくことができるのではないかと。

○石田（康）座長 日数増加の議論は、この程度とさせていただき、次に会派持ち時間制についての御意見を伺いたい。

○織田委員 団としては、一般質問は会派ではなく個人での質問であるので、あえて会派持ち時間制を取り入れるのではなく、従来どおり議員1人当たり30分を割り振る方法でよいのではないかとこの意見である。

○浜田委員 会派持ち時間制には反対しないが、1人当たりの時間が22分となることに抵抗がある。

○井口委員 質問時間の減少には反対である。

○石田（康）座長 各委員からさまざま御意見をいただいたが、意見の一致を見出せる点がなく、協議会として議論をまとめられる状況にないと思われる。意見の一致に至らない場合は各委員からの意見をもって報告書を取りまとめることとされており、本件については、このように取り扱わざるを得ないと思われるが、さらに議論を継続させるべきかどうか、御発言があればお願いしたい。

○浜田委員 現在の実績として、1人当たりの質問時間は平均約24分である。仮に会派持ち時間制を導入するとして、5日間に日数を増加させ、1日330分の5日間を60人で割ると1人当たり27.5分で割り振られる形となる。無所属議員は質問時間が27.5分になってしまうが、このように割り振れば5日間で午後5時に終了できる形となる。妥協案として提案したいがいかがか。

○井口委員 会派持ち時間制自体に疑義がある。議論することに反対はしないが、先ほどの座長の取りまとめでよいのではないかと。

○浜田委員 一般質問の内容は、議会だよりに掲載されている。そういったことから質

問者数は今後さらに増加し、会議時間も長くなると思われる。そのため、一定の質問時間をもとに会派持ち時間制として、もしも質問時間を過ぎた場合は、同じ会派の他の議員が影響を受けるので、そのようなことがないように、歯止めをかける意味で上限30分と設定することには一定の理解ができる。

○織田委員 我が会派は時間厳守に対する考えが徹底しており、一方で割り振られた30分は有効に活用しようといった意識もある。そういった点からも、先ほども発言したように一般質問への会派持ち時間制の導入はなじまないもので、従来どおり議員1人当たり30分を割り振る方法が望ましいと考える。

○石田（康）座長 議論が平行線になっており、一致点を見出すのは困難な状況に見える。したがって、会議時間のあり方については、意見の一致に至らないため、協議会での議論は以上で終了することにしたいと思うが、いかがか。

（ 異議なし ）

○石田（康）座長 それでは、そのようにさせていただき、各委員の意見をまとめる形で報告書を作成させていただくので、次回の協議会で、報告書の確認をお願いしたい。

(3) 区長の一般質問等への出席（予決特に関する部分）

【協議結果】

区長は通告があった場合に予算審査特別委員会及び決算審査特別委員会に出席することとし、通告の際は答弁を求める区長名を通告し、質疑の内容は通告しないことを確認した。

また、以上をもって本件に関する検討がすべて終了したため、次回の協議会で報告書の確認を行うこととした。

【主な意見】

○石田（康）座長 前回の協議では、区長の予決特への出席については、おおむね賛成の意見が占めており、通告があった場合に出席することで意見が一致した。通告については、一般質問と同様に通告するという意見、大項目を通告するという意見、項目は通告せずに区長名のみ通告するという意見に分かれていたが、あらためて各委員の意見を伺いたい。

○織田委員 確認だが、一般質問のような項目と大項目の違いについて聞きたい。

○松原委員 共産党の代表質問の通告は、項目に加えて詳細の項目も記載され、大項目と中項目が通告されている。そのような形をイメージした。

○井口委員 現在、予決特については一般質問のように質問項目は通告していないが、区長に対して質問する場合のみ一般質問の扱いとすることでもいいのか。

○織田委員 議論の入り口は、区長を拘束しすぎるのは望ましくないといったところから始まっているため、区長のみ一般質問と同様に質問項目を通告するという形でいいのではないか。

○浜田委員 区長の拘束時間を少なくするといった趣旨からすれば、区長に質問したい場合には区長名を通告することで事足りるのではないか。

○石田（康）座長 浜田委員からそのような発言があったが、他の委員はいかがか。

（ 異議なし ）

○石田（康）座長 御異議ないようなので、そのように確認させていただく。

以上をもって、本件検討課題に関する協議はすべて終了となった。次回の協議会では、本件の報告書案を作成し提示させていただくので、これについて確認をお願いしたい。

2 その他

【次回検討項目】

○ 次回から、新たに「請願・陳情提出者に対する委員会における意見陳述の機会の付与」について議論することを決定した。

【次回会議日程】

○ 11月20日（火）午後1時から開催することとした。

午後3時23分閉会